

## 年金 1 (問題)

問題 1 次の各問に答えよ。(10 点) (解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと)

- (1) 次の適格退職年金契約における「特定使用人の除外」に関する記述について空欄を埋めよ。

適格退職年金契約においては正当な理由がなく特定の使用人を加入者の範囲から除外することは不当差別に該当するとしているが、次に掲げるものは正当な理由があるものとして加入者から除外できる。

ア 海上勤務者又は港湾労働者等のように就業条件が異なることにより、給与規程、退職金規程等が他の使用人と異なっており、かつ、全日本海員組合、全国港湾労働組合等の横断組合に属している該当使用人

イ 年金制度の加入者となることに賛成しない職種又は事業所等の労働組合に属している者

ウ 東京都私学退職金社団等に使用人の一部が加入している場合の当該使用人  
ただし、その私学退職金社団等と適格退職年金契約の給付額等がほぼ同一のときに限る。

エ 見習期間中又は  の者

オ

一般使用人と労働条件が同一である場合を除く。

カ 雇員、準社員等

雇員、準社員等について、 の適用がない場合又は適用があっても一般従業員と著しく異なっている場合に限る。

キ

(注) 他から出向中の者は、原則として、出向先企業の年金制度に  ものとする。

- (2) 「適格退職年金契約の承認等に関する取扱いについて (法令解釈通達)」の「算定の日前 3 年以上の期間に脱退の事実がない場合の予定脱退率」に関する記述について空欄を埋めよ。

それぞれの事業主において、掛金等の額及び給付の額の算定の日前 3 年以上の期間に係る使用人の退職の事実がない場合には、その算定の日から 3 年以内に限り、次のいずれかの予定脱退率を使用することができるものとする。

ア  を営み、かつ、 が類似している他の事業主における使用人の  に基づいて算定された予定脱退率

イ その算定の日前 3 年未満の期間に係る使用人の  に基づいて算定された予定脱退率

- (3) 「適格退職年金契約の承認等に関する取扱いについて（法令解釈通達）」の「予定脱退率の安全率」に関する下記の記述について空欄を埋めよ。

予定脱退率の算定に当たり安全率を見込む必要があると認められるときは、次に掲げる方法によることができるものとする。

- ア 実績値に  の一定率を乗ずる方法  
 イ 退職者数に  を含めない方法

問題 2 日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に係る実務基準」に記載されている以下の事項について簡記せよ。(20点)

- (1) 数理計算上の差異の発生要因
- (2) 数理計算上の差異の費用処理の方法
- (3) 年金制度の剰余金の取扱い
- (4) 割引率を設定するにあたっての基本的な考え方

## 問題 3 次の設例に基づき下記の設問に答えよ。(30 点)

A社とB社は共同委託（結合）契約により、適格退職年金制度を実施している。（代表会社はA社、なお、A,B社は退職金の50%を適格退職年金制度に移行している。）今般、A社とB社の資本関係が解消したことにより、B社は共同委託（結合）契約を解消することとなり、A社はA社のみで適格退職年金制度を引続き存続することとなった。なお、A社は20年前から適格退職年金制度を実施しており、B社は2年前に共同委託（結合）会社として追加となった。追加に際してB社は追加前の勤務期間を通算することとし、A、B社は過去勤務債務に係わる掛金率に負担区分を採用した。その負担割合の算出については、B社を共同委託（結合）会社とした時点における両社の過去勤務債務の現在額の比率で行い、現在までその比率は変更していない。

B社は、A社との資本関係の解消と同時にC社の資本系列に入ったことから、B社の就業規則、退職金規程等の諸規程をすべてC社と同一のものに変更した。その結果、B社とC社は共同委託（結合）要件を満たすこととなったため、両社で共同委託（結合）契約による適格退職年金制度を実施することとした。なお、C社は既に適格退職年金制度を有しており、退職金の定年部分の70%を移行している。

B社の退職金の給付水準は変更前後でほぼ同水準であり、A社、B社、ならびにC社の従業員構成と、適格退職年金制度の概要、財政状況は下記の通りである。

		A社	B社	C社
従業員数		200人	100人	1,000人
従業員の平均年齢		37.6歳	35.3歳	42.9歳
従業員の平均勤続年数		14.2年	10.4年	18.6年
制度概要	加入資格	即時加入		即時加入
	受給資格	年金：勤続20年以上の退職 一時金：勤続3年以上の退職、死亡		年金：勤続3年以上の定年退職 一時金は無し
	年金支給期間	即時支給の10年確定年金		即時支給の10年確定年金
	予定利率	4.5%		5.5%
	年金換算利率	4.5%		5.5%
財政状況	財政決算日	3月31日		3月31日
	年金受給者数	50人（内、B社10人）		0人
	直近の財政決算状況（平成13年3月31日現在）	責任準備金＝300百万円 年金資産＝170百万円 過去勤務債務＝130百万円		責任準備金＝700百万円 年金資産＝300百万円 過去勤務債務＝400百万円

（注）年金換算利率とは、一時金原資（支給率）を保証期間の年金給付率（支給率）に換算するとき使用する利率

- (1) A社とB社の、共同委託（結合）契約の解消に際して、年金資産の分割方法についての原則的な考え方および、今回の分割における留意点を簡記せよ。
- (2) 共同委託（結合）契約解消後のA社適格退職年金制度、および、B社が共同委託（結合）会社として追加となった場合のC社適格退職年金制度の基礎率および過去勤務債務の洗替えについて述べよ。
- (3) B社とC社が共同委託（結合）契約として適格退職年金制度を実施する場合の制度設計上の留意点と、過去勤務債務に係る掛金の負担方法についてアクチュアリーとしてどのようなアドバイスをすべきかを述べよ。

問題4 以下の設問に答えよ。(40点)

- (1) 現在の適格退職年金制度における受給権の保全および受給権の付与についての問題点を列挙せよ。
- (2) 上記の問題点を踏まえて、適格退職年金制度における受給権の保全および受給権の付与のあり方についてアクチュアリーとしての所見を述べよ。

# 年金1 解答例

問題	1
----	---

(1)	①	試用期間中
	②	嘱託
	③	退職金規程 (退職金規定 でも可)
	④	使用人兼務役員
	⑤	加入させない
(2)	⑥	同一の事業
	⑦	規模
	⑧	退職の事実
(3)	⑨	80%から 120%までの
	⑩	短期間の勤続者数

## 問題 2

(1) 数理計算上の差異は、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異および見積数値の変更等により発生する差異、ならびに年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異などから構成される。

(2) 数理計算上の差異の費用処理の方法は、過去勤務債務の費用処理の方法に類似しているが、数理計算上の差異と過去勤務債務とは発生要因や債務の性格が異なるため、その処理方法や処理年数が同一である必要はない。

数理計算上の差異は、経常的・継続的に発生すると想定されるものであり、各期の発生額は、発生時期は異なるものの、発生要因や費用としての性質は同質であると思われることから、定率法による処理方法も合理的であると考えられる。

(3) 適格退職年金制度の剰余金のように、税法上の規定から積立超過の場合に返還される資産については、返還の額と時期が確定し、当該金額が財務諸表に資産計上されている場合には、年金資産から除外することが必要である。

また、厚生年金基金制度の別途積立金のように、財政運営上のみで発生している剰余金については、将来の掛金への充当や実質的には退職給付の支払いにも利用できるものであることから、年金資産に含まれることになる。

(4) 割引率の基礎とする「安全性の高い長期の債権の利回り」のうち、「長期」とは退職給付の支払時までの平均残存期間を対象にする。なお、この「長期」に該当する債券が存在しない場合、もしくは流通量が少ない場合には、妥当性を考慮した上で、それに準ずる期間の債券の利回りを基礎とすることができるものとする。また、当該機関の金利水準の推計値を利用することも考えられるが、その場合にはその推計方法等の妥当性に十分留意する必要がある。

また、「一定期間の債券の利回り変動を考慮」して割引率を設定する場合には、特段の理由のない限り、当該債券の概ね 5 年以内の実績値のうち、その最大値から最小値の範囲内で合理的に定めることがその水準の妥当性を判断する一つの基準になるものと考えられる。

これらによれば、平均残存勤務期間が十分長い（概ね 20 年）場合には、厚生年金基金制度における最低積立基準額（上乘せ部分）算定用の予定利率を使用することも合理的な選択になるものと考えられる。

### 問題3

#### (1) ①原則的方法

解除する部分に係わる責任準備金等の額から解除する部分に係わる過去勤務債務等の額を控除した額とする。

- (ア) 解除する部分に係わる過去勤務債務等の額は制度全体分の過去勤務債務等の額に準じ算出し、これを責任準備金比、又はその他合理的方法により按分する。
- (イ) 年金資産が責任準備金を上回る場合は、解除部分に係わる剰余金として、上回る額を責任準備金比により按分した額を法人税法施行令第159条第1項第7号に準じ返還する。
- (ウ) 年金受給権者及び支払備金がある場合は、年金受給権者に係わる年金現価相当額及び支払備金の額の合計額を控除した後のものとする。(保険契約の場合)

#### ②留意点

過去勤務債務の按分に際し、B社はA社に2年前に共同委託者として追加になっているため、一般にA社とB社の過去勤務債務には偏りがあることが考えられ、一律に、それぞれの責任準備金の比または勤続期間の比等を用いて按分を行うことは、いずれか1社に年金資産が偏ってしまうことになり合理的な方法とは見なすことはできない。

年金資産の分離の例としては、

- (ア) 現在の負担区分が共同委託者の追加時点での過去勤務債務等の額の比をそのまま採用していること、また、その時点から2年と比較的時間も経過していないこともあり、現在使用している負担区分をもとに過去勤務債務の按分を行うことも可能であろう。
- (イ) 共同委託者の追加時の過去勤務債務に現時点までの償却分を加味し付利したものを先発債務とし、現在(分離)時点の過去勤務

債務から先発債務を控除したものを後発債務とする。ここで、先発債務は過去（共同委託者追加時）の債務であるため、現在の負担区分で按分し、後発債務はその後の財政運営により発生したものであるため、応分つまり責任準備金比で按分し、それぞれ先発債務、後発債務を加える方法も考えられる。

(2) 共同委託者の追加に関する自主審査上の取扱は、

① 基礎率（予定脱退率・予定昇給率・特定年齢）

加入者数が大幅に増減したときには、必要があると認められる場合にはこれを変更する。

② 過去勤務債務

必要が認められる場合には、過去勤務債務等の洗い替えを行う。

以上の記述を踏まえると、

A社の適格退職年金制度においては加入者数が300人→200人と約30%以上減少しており、変動幅が大幅であるため、基礎率及び過去勤務債務の洗い替えを行うべきであろう。

C社の適格退職年金制度に関しては加入者数が1,000人→1,100人と約10%の変動であるため、基礎率に関しては最近の財政決算等での脱退傾向に注目し、当初の基礎率と傾向が乖離するのであれば洗い替えることも検討すべきである。また、過去勤務債務については、人数変動は比較的軽微であるが責任準備金に対する年金資産の割合が、現在、50%未満の状況であるため、財政的に洗い替えたほうがよいであろう。また、B社を共同委託者として追加するにあたっては、制度変更を行う必要もあるため、この点からも過去勤務債務等の洗い替えは必要であろう。

なお、予定利率及び予定死亡率についてはA、C社とも次回再計算時まで変更することはできない。

(3)

① 制度設計

共同委託者の追加にあたっては、その制度内容が同一であることが必要である。

(7) B社の制度をC社の制度に合わせる場合

B社については、A社との共同委託者の除外であるが、あくまでも共同委託契約の解消であり、適格退職年金制度としては継続しているため、C社の定年給付のみ制度内容に合わせることは給付の減額となる。(仮にC社の制度に合わせた場合、定年給付部分の移行割合が以前のものより高いため、総給付現価が増加し、給付減額の問題がない場合も想定できるが、中途脱退に係わる給付は安易に削減ができない(質疑応答事例集3-2-29)ことに留意する。)この場合、給付減額を行う相当の理由及び加入者又は労働組合の同意が必要となる。

(i) C社の制度をB社の制度内容に合わせて中途脱退に係わる給付を追加する場合

C社にとっては受給資格の緩和および給付増額となるので変更を行うことの問題はない。ただし、定年給付の部分はC社の方が移行割合が高いため、この部分はC社の移行割合に合わせるか、総給付現価においてB社の制度のままでもC社の加入者について上回っていれば特に問題はない。

また、以下の点についても留意が必要である。

- B社の年金資産の取扱は、法人税法施行令159条第1項第8号口を適用する。この年金資産(要留保額)がC社との共同委託契約による新制度におけるB社に係わる責任準備金の額の範囲内であれば、持ち込むことができる。年金資産が責任準備金を上回った場合は、その上回った部分に係わる金額を分配、もしくは、新制度において分配相当額を、年金規約の附則において金額(付利方法・付利率は任意)及び支払時期(退職時)を定め、退職時に年金規約に基づく給付に併せて支払うこととなる。

- 予定利率については、(2)でのとおり、原則として再計算時にしか変更することができない。したがって、今回はC社を代表委託者とするならば、C社の予定利率をそのまま使用することとなる。  
(代表委託者をB社とするならば、B社の予定利率)
- 年金換算率については、存続制度のC社（代表委託者をB社とするならば、B社）が予定利率を変更する時期には該当しないため、変更は難しいため、現在の予定利率と同じものとするのが望ましい。
- B社における年金受給者については現行の制度による給付を継続して行うべきであろう。なお、両者の組合及び受給者の同意のもと、実務上の要請により、受給者に係る給付責任を合併先の年金制度に移管する場合には、受給者の給付現価を先取りした年金資産を持込むことに留意する。

## ②過去勤務債務等に係わる掛金等の負担方法

自主審査上25により、共同委託契約の場合、C社、B社とも合理的な方法により区分されるべきである。この場合、明らかに、C社、B社の過去勤務債務には偏りがあることが想定されるため、一律に、C社、B社の責任準備金あるいは勤続期間等の比を採用することは適当ではない。

一例としては、

B社分の過去勤務債務＝B社分の責任準備金額（C社の制度に追加後）

－B社との共同委託分離に係わる年金資産（持込資産）

とする。これは、B社が追加したことによる新規加入に係わる差損に対応する。また、

C社の過去勤務債務＝過去勤務債務額（B社を追加後）

－上記のB社分の過去勤務債務

とし、それぞれの比により按分する。

以上

#### 問題 4

現行の適格退職年金制度は、税制上の優遇を受けることを主目的とし、受給資格を定年退職のみに限定する制度も多く存在する。そのため、公的年金を補完する老後の所得保障をその目的と考えれば、受給権の保全や受給権の付与についてさまざまな問題点が挙げられる。

以下に解答のポイントをいくつか記載するが、適格退職年金制度についての各人の考え方により、異なる観点からの回答であっても差し支えない。ただし、単なる知識の羅列にとどまらず、なぜ問題なのかを含めて自分の考え方を理路整然と記述していただきたい。

##### (1)

- ・ 積み立てに関する基準が存在せず、財政検証が行われていないこと
- ・ 年金資産の評価が簿価基準であること
- ・ 再計算時に剰余金が委託者に返還されること
- ・ 支払保証制度が存在しないこと
- ・ 懲戒解雇時に給付の没収が可能であること
- ・ 一定年齢以上の退職者に限定した給付の制度設計が可能であること
- ・ 一定の条件を満たせば過去期間分を含めた給付の減額が認められること
- ・ 制度の運営状況・財政状況の情報開示が不十分であること
- ・ 受託者責任が不明確であること

##### (2) 受給権の保全および受給権の付与のあり方については、問題点として各自が挙げた点を踏まえて所見を記述する。

ただし、例えば財政検証についてであれば、厚生年金基金制度で実施されている継続・非継続基準の財政検証を例示するだけでなく、人数規模の小さい契約も多数存在する適格退職年金制度の実情を踏まえたあり方や基礎率の設定方法等についても記述していただきたい。

また、受給権の付与に関しては、受給資格付与基準等の制度設計上

のあり方だけでなく、受給権（既得権）として保証すべき額の測定はどうあるべきか、といった点にも触れることがより望ましく、加えてアクチュアリーがどこまで関与すべきであるかという点についても記述して頂きたい。

以上